

日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心な教育旅行を推進するため、教育旅行中における体調不良により生じた児童生徒の緊急的な帰宅に要する経費及びそれに伴う児童生徒の受入れ施設の消毒に要する経費の一部を補助する日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 教育旅行 学習指導要領に定める学校行事で遠足・集団宿泊的行事又は旅行・集団宿泊的行事のうち、宿泊を伴うものをいう。
- (2) 小中学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
- (3) 高等学校 学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部をいう。
- (4) 貸切バス 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (5) タクシー 道路運送法第4条第1項の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (6) 市内宿泊事業者 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受け、市内で旅館業を営む事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内で教育旅行を実施する市外の小中学校
- (2) 小中学校の教育旅行を受け入れた市内宿泊事業者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる教育旅行の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号及に掲げる補助対象者が実施する教育旅行において、次に該当する者が旅程を変更して緊急的に居住地へ帰宅する事業
 - ア 教育旅行の旅程中に、具合が悪くなった児童生徒
- (2) 第3条第2号に掲げる補助対象者が、同条第1号に掲げる補助対象者が実施する教育旅行を受け入れ、滞在中又は滞在した児童生徒の感染症の陽性が判明した場合、その児童生徒が滞在した部屋の消毒等を実施する事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる補助対象事業に要した経費であって、次の各号いずれかに該当する経費とする。ただし、感染症の感染拡大防止の観点から会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。
 - ア 具合が悪くなった児童生徒が公共交通機関、貸切バス及びタクシーを利用して宿泊施設から通学する学校へ移動する際の交通費
 - イ 保護者等が自家用車により具合が悪くなった児童生徒を送迎する際の宿泊施設と通学する学校の往復分の交通費
 - (2) 前条第2号に掲げる補助対象事業に要した経費
- 2 前項第1号に掲げる交通費は、経済的な通常の経路及び方法によるものとし、次の各号に定める算出方法とする。ただし、感染症の感染拡大防止の観点から次の各号に定める算出方法により難しい場合で、会長が特に必要と認めたときは、その現に利用した経路及び方法によって算出する。
- (1) 鉄道 普通座席の利用に係る運賃とする。ただし、乗車区間が片道50キロメートル以上の場合は急行料金を、片道100キロメートル以上の場合は特急料金を含む。
 - (2) 航空機 最下級の利用に係る運賃とする。
 - (3) 貸切バス及びタクシー 実際に要した経費とする。
 - (4) 自家用車 移動距離1キロメートルにつき37円を乗じた額とする。ただし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 この補助金以外の助成や補償を受けた経費又は受けようとする経費は対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金は、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

(1) 前条第1項第1号アに要する経費に対する補助金にあつては、補助対象事業の対象児童生徒数に10,000円を乗じて得た額又は実際に要した経費の合計額のいずれか少ない額とする。

(2) 前条第1項第1号イに要する経費に対する補助金にあつては、補助対象事業の対象児童生徒数に10,000円を乗じて得た額又は実際に要した経費(ただし、同条第2項に基づき計算した補助対象経費に限る。)に2を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

(3) 前条第1項第2号に要する経費に対する補助金にあつては、感染症の陽性が判明した児童生徒が滞在した部屋数に10,000円を乗じて得た額とする。

2 前項第1号及び第2号に掲げる補助金は、1校につき400,000円を限度とし、前項第3号に掲げる補助金は1事業者につき100,000円を限度とする。

(事前協議)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、次条の規定による申請をする前に、第3条から前条までに規定する事項その他会長が必要と認める事項について会長と日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金事前協議書(様式第1号)による事前協議を行うものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、日光市教育旅行緊急帰宅支援等事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 教育旅行の日程表

(2) 補助対象事業に要した経費の内訳書(様式第3号)

(3) 補助対象事業に要した経費の支払額が分かる書類(領収書等)

(4) 通帳表紙の裏の見開きの写し

(カタカナで名義・口座番号が記載されている部分)

(5) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。